

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第4条の2第2項に基づき、事務局自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織及び運営等について定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事務局を対象とする自己点検・評価の実施に係る方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 職員を対象とするスタッフ・ディベロップメント活動に係る方針及び計画の策定に関すること。
- (3) 学生による教育環境改善のためのアンケート結果を受けてこれを評価し、改善計画を策定すること。
- (4) 事務局各部署から提出された自己点検・評価報告書を受けてこれを評価し、改善の指摘を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職員をもって構成する。ただし、構成員が出席できない場合は、次席の者の代理出席を認める。

- (1) 事務局長
- (2) 部長（室長）
- (3) 課長

(委員長)

第4条 委員長は、事務局長をもってこれにあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その意見を聴取することができる。

(作業部会)

第6条 委員会のもとに必要な応じ作業部会を置くことができる。

(事務所管)

第7条 委員会の事務は、自己点検・評価室が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び内部質保証推進委員会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成19年規程第37号）

- 1 この規程は、平成19年5月8日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—8号）

- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第7号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年規程第5号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。